

勧らねば賛成する事は出来ないと提言するに至り労働代表間に轉じ  
が出来非常に不利益な立場に成つた。此の事に就て日本政府は斯ふ  
云ふ風に云つて居る。團結権を公認しなければならん事には勿論賛  
成だが併し之が短に一國を目標として日本の労働代表が此の決議案  
を出した事は一國の國情の發表である、其の國情を批難攻撃する爲  
國際労働會議に提出する事は穩當でない從つて絶体に日本から提出  
した決議案には承認する事は出来ないのであつた。そして一般労働  
者の團結権を認める事は賛成だが之れは既に決定した問題であると  
云ふ労働事務局の趣旨であり又そう云ふ考へて進んで居る今日此の  
決議案を採擇する必要はないと云ふ事でありました。其處で結局も  
う一度書き訂す事となつた併しながら我々の提出した決議案に就て  
詮衡委員會では日本と労働代表は今年始めて出たのであるから充分  
に事情が分つて居ないから廣い心持て賛成して貰ひたいと我々日本  
労働代表が如何に正直であつたかを證明されて居ます。而して労